

給料の特別調整額に関する規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年12月26日

香川県人事委員会委員長 関 谷 利 裕

香川県人事委員会規則第22号

給料の特別調整額に関する規則等の一部を改正する規則

(給料の特別調整額に関する規則の一部改正)

第1条 給料の特別調整額に関する規則(昭和28年香川県人事委員会規則第6号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後			改正前		
別表第1(第1条関係)			別表第1(第1条関係)		
組織	職	区分	組織	職	区分
知事の事務部局	略	略	知事の事務部局	略	6種
	略			略	
	食肉衛生検査所長			食肉衛生検査所長	
	<u>さぬき動物愛護センター所長</u>			産業技術センター次長	
	産業技術センター次長			略	
略	略	略			
略	略	略	略	略	略

(給料表の適用範囲に関する規則の一部改正)

第2条 給料表の適用範囲に関する規則(昭和32年香川県人事委員会規則第4号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(医療職給料表(二)の適用範囲)	(医療職給料表(二)の適用範囲)
第4条 略	第4条 医療職給料表(二)は、次に掲げる職員に適用する。
(1)~(3) 略	(1)~(3) 略
(4) <u>さぬき動物愛護センターに勤務し、動物愛護管理業務に従事する獣</u>	
<u>医師</u>	
(5)~(10) 略	(4)~(9) 略

(香川県の管理職員等の範囲を定める規則の一部改正)

第3条 香川県の管理職員等の範囲を定める規則（昭和41年香川県人事委員会規則第16号）の一部を次のように改正する。
 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後		改正前	
別表第2 出先機関（第2条関係）		別表第2 出先機関（第2条関係）	
機関	職	機関	職
略		略	
食肉衛生検査所	略	食肉衛生検査所	略
<u>さぬき動物愛護センター</u>	<u>所長</u>		
大阪事務所	略	大阪事務所	略
略		略	
備考 略		備考 略	

附 則
 この規則は、平成31年2月1日から施行する。